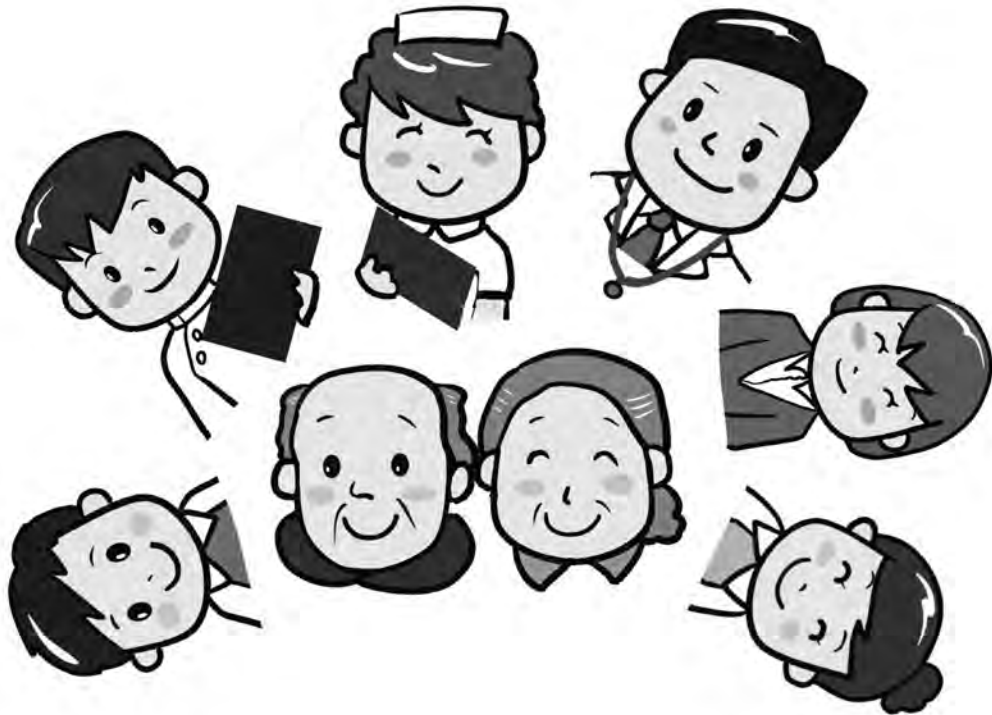


# 知っておきたい介護保険制度

～令和4年度介護保険料などのお知らせ～



☎ 高齢福祉課介護保険係（市役所1階⑤番窓口 ☎82-3196）

## 介護保険制度

介護保険は40歳以上の方が加入し、介護が必要になった高齢者とその家族を支えていく制度です。

制度や保険料の見直しが3年に一度行われていて、市でも令和3年度から令和5年度を対象にした「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期計画）」を策定しています。

## 介護サービスの利用

介護サービスを利用するには、市に要介護認定の申請を行い、「介護や支援が必要な状態である」と認定を受ける必要があります。

申請は、本人やその家族が行いますが、申請に行くことができない場合には、地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。

申請後、認定調査を行い、介護認定審査会の審査・判定を経て、認定結果を通知します。

認定結果に応じた介護保険のサービスを利用することができ（該当しない場合は利用ができません）、かかった費用の一部（1割～3割）を利用者が負担します。

## 介護保険で利用できるサービス

在宅で受けられるサービス

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

● 短期入所生活介護（ショートステイ）

● 福祉用具の貸与・購入

● 住宅改修費の支給 など

● サービスを受けられる施設

● 介護老人福祉施設

（特別養護老人ホーム）

● 介護老人保健施設

● 介護療養型医療施設

● 介護医療院

## 介護予防・日常生活支援総合事業



心身の状況や利用したいサービスに応じて、要支援・要介護認定を受けなくても、基本チェックリスト（25項目の質問）を使ったチェックを行い、総合事業の対象者と判断された場合、サービスを利用することができます。

総合事業で利用できるサービスは、訪問型サービス（訪問介護）・通所型サービス（通所介護）です。

総合事業の申請は、地域包括支援センターや市の担当で行うことができます。

令和4年度介護保険料額一覧

保険料段階		対象者	保険料（年額）
本人が住民税非課税	非課税世帯	第1段階 ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金受給者の方か、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	17,700円
		第2段階 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	29,500円
		第3段階 上記以外の方	41,300円
	課税世帯	第4段階 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	53,100円
		第5段階 第4段階以外の方	59,100円
本人が住民税課税	第6段階 合計所得金額が120万円未満の方	70,900円	
	第7段階 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	76,800円	
	第8段階 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	88,600円	
	第9段階 合計所得金額が320万円以上の方	100,400円	

※合計所得金額は下記の額を用いて計算します

- 1) 本人が住民税非課税の方：給与所得（給与所得と公的年金所得の両方がある方に対する所得調整控除前の金額）から10万円を控除した額
- 2) 本人が住民税課税の方：給与所得か公的年金所得が含まれている場合、これらの合計額から10万円を控除した額

65歳以上の方へ  
介護保険料に  
CSM



65歳以上の方の保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の令和4年度住民税課税状況などに基づき決定し、6月上旬に市から決定通知書を送付します。  
お手元に届いた通知書の内容を必ずご確認ください。

介護保険料の減免制度



災害で財産に著しい損害を受けた場合や、新型コロナウイルス感染症の影響などによる生活困窮のため保険料の納付が困難な場合は、申請すると減免制度を利用できる場合があります。  
詳しい内容は、担当にお問い合わせください。

介護保険料の納入に  
ご協力をお願いします



40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は医療保険料と併せて徴収され、65歳以上の方（第1号被保険者）は年金からの天引き（特別徴収）か、納付書・口座振替での納付（普通徴収）で納めていただいています。  
このうち、普通徴収になる方は、

年度途中で65歳以上になった方・年金が年額18万円未満が受給していない方・高齢福祉年金を受給している方、年度途中で伊達市に転入した方などが対象で、期前ごとに定められた納期限までに保険料を納める必要があります。

納付書は、伊達市指定金融機関やコンビニエンスストアでお支払いができます。また、口座振替にすると毎月指定振替日に自動で引き落とされます。ご希望の方は担当にご連絡ください。

北洋銀行窓口の有料化

北洋銀行の窓口で納付をする際には、取次手数料880円（税込）が別途発生しますので、ご注意ください。  
口座振替の場合は、これまでと同様に手数料はかかりません。

スマートフォン決済の開始

スマートフォンアプリ（PayPay

「INPay」を利用してご自宅や簡単に保険料を納めることができるようになります。

対象は、現在、納付書（普通徴収）で介護保険料を納めている方です。ぜひ、ご利用ください。

スマートフォンで  
決済ができて、とっても便利！  
利用方法は、市ホームページを  
ご覧ください。

